○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸鴨山一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区与瀬字孫山五のイ、五の口、一三のイ、一五、一七、字横貝一四四四（次の図に示す部分に限る。）、一四四五、一四四六、字貝沢一四六九から一四七一まで、一四八七（次の図に示す部分に限る。）、字与領一四八八、一四九一から一四九三まで、一四九四のイ、一四九五のイ、緑区吉野字白木稲荷八九七の一、八九七の口、八九七の七、八九七の一〇、八九七の一一、緑区佐野川字生藤山一〇四〇の一、一〇四〇の二、緑区小渕字石原一五七三の一、一五七三の一〇九、字藤野上一五七四の一、一五七七、一五七九、一五八〇、一六四三のイ、一六四九、一六五〇、一六五二の一、字藤野原下二〇三五のイ、二〇六〇の一、二〇六一の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区佐野川字和田峠一の九（次の図に示す部分に限る。）、字野沢二二八三の一・二二九七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八三の二、二二八三の三、二二八三の五、二二八三の六、二二八五、二二八六、二二八九、二二九七の二、二二九八、二二九九、緑区青野原字大久保一六九五の二、字八反原二二九の一、字三ノ谷二五八六から二五九〇まで、二六〇一、字長谷原三〇五〇、字焼山三五〇四の二、緑区青根字背野原三四〇二の三、愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢一六九二の三（次の図に示す部分に限る。）、一六九二の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区佐野川字和田峠一の九（次の図に示す部分に限る。）、字野沢二二八三の一・二二九七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八三の二、二二八三の三、二二八三の五、二二八三の六、二二八五、二二八六、二二八九、二二九七の二、二二九八、二二九九、緑区青野原字大久保一六九五の二、字八反原二二九の一、字三ノ谷二五八六から二五九〇まで、二六〇一、字長谷原三〇五〇、字焼山三五〇四の二、緑区青根字背野原三四〇二の三、愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢一六九二の三（次の図に示す部分に限る。）、一六九二の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金沢一六九二の三（次の図に示す部分に限る。）、一六九二の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに相模原市役所及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区根小屋字根本一〇三の一、字平井六八二の一、七四三の六、字東明日原八〇九の三、緑区青山字新柵二一一六の一、字南山二一四五の一六、字横茅二一四七の一、二一四七の一三から二一四七の一五まで、字大岩三六六四、字夕日三八〇一、緑区長竹字釜場三五六三、三六三三の一、字志田山四〇三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜場三六三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字水ノ尻日蔭四七四四の一、四七四五のイの一、四七四五のイの二、四七四五の口、四七四五の八、四七四六の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正